

政令第 号

高圧ガス保安法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第七十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

高圧ガス保安法関係手数料令（平成九年政令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（認定高度保安実施者の認定に係る手数料の額）

第二条の二 法第七十三条第一項の規定により別表第二の二の上欄に掲げる者が納付しなければならない手数料の額は、同表の中欄に定める金額（電子申請等による場合にあつては、同表の下欄に定める金額）とする。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第二の二（第二条の二関係）

納付しなければならない者	金 額	電子申請等による場
--------------	-----	-----------

<p>一 法第三十九条の十三の認定又はその更新を受けようとする者（次の項に掲げる者を除く。）</p> <p>イ 法第三十九条の十三の認定又はその更新を受けようとする者のうち特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う者（ロ及びハに掲げる者を除く。）</p> <p>ロ 法第三十九条の十三の認定の更新を受けようとする者のうち特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う者であつて法第三十九条の十七第二項において読み替えて準用する法第三十九条の十四第二項の通知を受けなかったもの</p> <p>ハ 法第三十九条の十三の認定を受けようとする者の</p>	<p>四百三十二万三千五百円</p> <p>百円</p> <p>百五万五千二百円</p> <p>二百二十万六千六百円</p>	<p>四百三十二万二千五百円</p> <p>百円</p> <p>百五万四千二百円</p> <p>二百二十万六千六百円</p>	<p>合における金額</p>
---	--	--	----------------

うち特定施設の運転を停止することなく保安検査を行
う者であつて自ら保安検査を行う特定施設を追加
しようとするもの

二 法第三十九条の十三の認定又はその更新を受けよ
うとする者のうち特定施設の運転を停止して保安検

査を行う者（ホ及びへに掲げる者を除く。）

ホ 法第三十九条の十三の認定の更新を受けようとし
る者のうち特定施設の運転を停止して保安検査を行

二百三万二千四百円

う者であつて法第三十九条の十七第二項において読
み替えて準用する法第三十九条の十四第二項の通知
を受けなかつたもの

へ 法第三十九条の十三の認定を受けようとする者の
うち特定施設の運転を停止して保安検査を行う者で

二百十九万七百元

円

<p>あつて自ら保安検査を行う特定施設を追加しようとするもの</p>	<p>ト イ及びニの認定又はそれらの更新を同時に受けよ</p>	<p>五百七十四万八千三</p>	<p>五百七十四万七千三</p>
<p>うとする者</p>	<p>チ ロ及びホの認定の更新を同時に受けようとする者</p>	<p>百九万八千七百円</p>	<p>百九万七千七百円</p>
<p>リ ハ及びへの認定を同時に受けようとする者</p>	<p>二 法第三十九条の十三の認定又はその更新を受けようとする者のうち高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下この項において「令」という。）第十</p>	<p>百円</p>	<p>円</p>
<p>条の二ただし書の規定の適用を受けようとするもの</p>	<p>イ 法第三十九条の十三の認定又はその更新を受けよ</p>	<p>六百三十七万六千百</p>	<p>六百三十七万五千百</p>
<p>うとする者のうち令第十条の二ただし書の規定の適</p>		<p>円</p>	<p>円</p>

用を受けようとする者であつて特定施設の運転を停止することなく保安検査を行うもの（ロからへまでに掲げる者を除く。）

ロ 法第三十九条の十三の認定又はその更新を受けよ

うとする者のうち令第十条の二ただし書の規定の適

用を受けようとする者であつて特定施設に係る設備

の劣化の状況から判断した適切な時期に当該特定施

設の運転を停止することなく保安検査を行うもの

（二に掲げる者を除く。）

ハ 法第三十九条の十三の認定の更新を受けようとする

者のうち令第十条の二ただし書の規定の適用を受

けようとする者であつて特定施設の運転を停止する

ことなく保安検査を行い、かつ、法第三十九条の十

六百六十八万八千七

百円

六百六十八万七千七

百円

百六十一万五千二百

円

百六十一万四千二百

円

七第二項において読み替えて準用する法第三十九条の十四第二項の通知を受けなかったもの（二に掲げる者を除く。）

二 法第三十九条の十三の認定の更新を受けようとする

百七十万七千六百円

百七十万六千六百円

る者のうち令第十条の二ただし書の規定の適用を受けようとする者であつて特定施設に係る設備の劣化の状況から判断した適切な時期に当該特定施設の運転を停止することなく保安検査を行い、かつ、法第三十九条の十七第二項において読み替えて準用する法第三十九条の十四第二項の通知を受けなかったもの

ホ 法第三十九条の十三の認定を受けようとする者の

三百九十四万六千八

三百九十四万五千九

うち令第十条の二ただし書の規定の適用を受けよう

百円

百円

とする者であつて特定施設の運転を停止することなく保安検査を行い、かつ、自ら保安検査を行う特定施設を追加しようとするもの（へに掲げる者を除く。）

へ 法第三十九条の十三の認定を受けようとする者のうち令第十条の二ただし書の規定の適用を受けようとする者であつて特定施設に係る設備の劣化の状況から判断した適切な時期に当該特定施設の運転を停止することなく保安検査を行い、かつ、自ら保安検査を行う特定施設を追加しようとするもの

ト 法第三十九条の十三の認定又はその更新を受けようとする者のうち令第十条の二ただし書の規定の適用を受けようとする者であつて特定施設の運転を停

四百十五万九千三百

円

四百十五万八千三百

円

六百三十五万四千三

百円

六百三十五万三千四

百円

止して保安検査を行うもの（チ及びビりに掲げる者を除く。）

チ 法第三十九条の十三の認定の更新を受けようとする者のうち令第十条の二ただし書の規定の適用を受けようとする者であつて特定施設の運転を停止して

百五十九万三千四百円

百五十九万二千四百円

保安検査を行い、かつ、法第三十九条の十七第二項において読み替えて準用する法第三十九条の第十四第二項の通知を受けなかったもの

リ 法第三十九条の十三の認定を受けようとする者のうち令第十条の二ただし書の規定の適用を受けようとする者であつて特定施設の運転を停止して保安検査を行い、かつ、自ら保安検査を行う特定施設を追加しようとするもの

三百九十三万六千円

三百九十三万五千円

ヌ イ及びトの認定又はそれらの更新を同時に受けようとする者	八百四十万八千四百円	八百四十万七千五百円
ル ロ及びトの認定又はそれらの更新を同時に受けようとする者	八百七十八万五百円	八百七十七万九千五百円
ヲ ハ及びチの認定の更新を同時に受けようとする者	百六十五万八千七百円	百六十五万七千七百円
ワ ニ及びチの認定の更新を同時に受けようとする者	百七十五万千円	百七十五万百円
カ ホ及びリの認定を同時に受けようとする者	五百六十四万七千四百円	五百六十四万六千五百円
コ ヘ及びリの認定を同時に受けようとする者	五百九十一万九千三百円	五百九十一万八千三百円

附 則

この政令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）の施行の日（令和五年

十二月二十一日) から施行する。

理由

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行による認定高度保安実施者制度の創設に伴い、当該認定及びその更新に係る手数料の額を定める必要があるからである。